

カネミ油症新認定訴訟上告審に向けて

カネミ油症新認定訴訟弁護団

1 カネミ油症新認定訴訟の経過

旧訴訟の後にカネミ油症に認定された被害者（新認定被害者と呼ぶ）は、2008（平成20）年5月、カネミ倉庫に対する訴訟（カネミ油症新認定訴訟）を福岡地方裁判所小倉支部に起こした。カネミ倉庫は、ライスオイル製造工程の中の脱臭工程でPCBを熱媒体として使用し、PCBが混入したままライスオイルを販売した。このPCBが混入した食用油を食べて起きたのがカネミ油症であり、カネミ油症事件についてカネミ倉庫に責任があることは明白であった。

2012（平成24）年8月30日に弁論を終結し、裁判所から和解案が示されたが、和解案の骨子は、「①500万円の支払義務を認めるが、強制執行はしない、②認定前の治療費として1人あたり30万円を支払う」という不当な内容であったため、原告団での協議のうえで和解を拒否した。

2 除斥期間による不当判決

2013（平成25）年3月21日に言い渡された判決は、「原告らの請求をいずれも棄却する」という全面敗訴の判決であった。

判決は、カネミ油症についてのカネミ倉庫の責任を認めながら、「原告らの請求はいずれも民法724条後段の規定による除斥期間で権利が消滅している」として請求を棄却する全く不当な内容であった。

カネミ油症事件では、九大油症研究班によって診断基準が作られ、この診断基準に基づいて各県で油症の認定が行われてきた。そして、油症に認定された被害者にはカネミ倉庫は23万円の見舞金を支払い、認定以後の治療費の支払いをするが、認定されなければ何らの救済もしない。国による油症患者の病状調査と協力者への協力金の支払も認定被害者だけが対象で、未認定被害者は対象にならない。

当初の油症診断基準は皮膚症状に重点を置いた基準であったが、PCBやPCDF（ダイオキシン類）などの検査精度の進歩に伴い、診断基準は変更されてきた。新認定被害者は、診断基準の変更により油症事件発生より30年以上が経た後に油症に認定された被害者である。

判決の考えでは、除斥期間を避けるには新認定被害者は油症に認定される前に訴訟の提起をしなければならなかったことになる。また、油症事件発生から45年が経過した現在でも油症患者として新たに認定されている被害者がいるが、判決によると、これから認定される油症被害者も司法による救済を受ける方法がないことになる。

何の落ち度もなく被害を受けたカネミ油症患者らが加害企業から被害弁償を受けられないのは明らかに不公正であり、あまりにも法的正義に反する。

3 控訴審での審理と不当判決

この判決に対しては、一人を除く全員が福岡高等裁判所に控訴した。

控訴審では、カネミ油症の認定の制度や基準の変遷を詳しく立証し、油症の認定が遅れたことは、被害者の責任ではないことを主張した。更に、九大油症班の班長である古江教授に文書での質問を行い、「油症研究班が作成している血中濃度を重視した診断基準以外に、(油症と)診断することは・・・100%あり得ないと思います」との回答を提出した。

控訴審では、2回の弁論で終結した。

2014(平成26)年2月24日の福岡高裁判決は、控訴棄却の不当判決であった。

判決はカネミ油症の発症について一審と同様に、「じん肺やB型肝炎などとは異なり、カネミ油症が進行性の疾病であると認めることはできない」として、除斥期間の起算点を昭和44年12月31日とした。

油症認定までは油症被害者としての権利行使ができなかったとの主張に対しては、「油症認定は法定証拠ではないから、認定を受けていないことは事実上の障害に過ぎず、法律上の障害には当たらない」とし、カネミ油症における認定制度の特殊性についての理解を示さなかった。一方で、「行政上の認定は、不法行為による損害賠償とは別の次元で、公益的な被害者救済のための法律に基づき、補償の支給要件としてなされるものである」などと、認定制度についての誤解があることも明らかである。

この高裁判決は、カネミ油症がPCBやダイオキシン類による人類初めての被害であり、いまだに被害実態が解明されていない事などを無視し、被害者救済の司法の役割を放棄したものである。

被害者に不可能を強いる判断を下した原審、控訴審を糾し、真の被害者救済に向けた判断を求めるために、上告することにした。